

主な用語の解説

1. 事業所数

平成29年6月1日現在の数値である。事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などといわれるような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

2. 従業者数

平成29年6月1日現在数値である。従業者とは、以下の①～⑧に該当するものをいう。本書でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

従業者数＝①個人業主及び無給家族従業者＋②有給役員＋常用雇用者（③正社員・正職員としている人＋④③以外の人（パート・アルバイトなど））－⑦送出者＋⑧出向・派遣受入者

- ア 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、次の(ア) (イ) に該当するものをいう。
(ア) 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。
(イ) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与をうけずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。
- イ 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。
- ウ 「常用雇用者」とは、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」及び「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」に分けられる。
(ア) 期間を定めずに、又は1ヵ月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。
(イ) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。
(ウ) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主をしなかった人。
- エ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。
- オ 「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいう。
- カ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人（1ヵ月未満の期間を定めて雇用している人は日々雇用している人など）をいう。
- キ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者に該当する人（⑥合計）」のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の

事業所で働いている人をいう。

ク 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

3. 現金給与総額

平成28年1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」とその他の給与額との合計である。その他の給与額とは、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

4. 原材料使用額等

平成28年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含む。

5. 製造品出荷額等

平成28年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及び、その他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含む。

6. 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）

平成28年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア)土地

(イ)建物及び構築物（土木設備、建築附属設備を含む）

(ウ)機械及び装置（附属設備を含む）

(エ)その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

イ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章している。

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）}$$

7. 在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品も含まれる。

8. 生産額

$$\boxed{\text{30人以上}} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

9. 付加価値額（従業者29人以下の事業所については粗付加価値額）

$$\begin{aligned} \boxed{30 \text{人以上: 甲}} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{*1}) \\ &+ \text{推計消費税額}^{*2}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

$$\boxed{29 \text{人以下: 乙}} = \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{*1}) + \text{推計消費税額}^{*2}) - \text{原材料使用額等}$$

*1:平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。